

令和7年度 第1回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	: 令和7年6月6日(金) 午前10時から午前11時45分まで
場 所	: 宮城県行政庁舎18階 1802会議室(オンライン併用)
出席者	: 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和7年度第1回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。
はじめに、宮城県商工金融課長の相原から御挨拶申し上げます。

2 あいさつ

相原課長

※あいさつ

事務局

続きまして、このたびの任期における委員の皆様をお手元の名簿順にご紹介申し上げます。

※委員御紹介

馬場たまき委員におかれましては、栗原委員の後任として新たにご就任されることになりましたので、事務局職員の紹介ののちに、一言御挨拶を賜りたいと存じます。

続きまして、4月の人事異動に伴う担当課職員及び事務局職員について、お手元の名簿順に御紹介申し上げます。

※担当課職員及び事務局の紹介

それでは、馬場委員から御挨拶を頂戴したいと思います。

※馬場委員御挨拶

事務局

ありがとうございました。

本日御出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告致します。

続きまして、傍聴人について御報告いたします。本日、傍聴の方はおりません。

3 委員長選任

事務局

3「委員長の選任について」ですが、選任に際しては、相原商工金融課長が仮議長を務めさせていただきますとということによろしいでしょうか。

各委員

※異議無しの声

相原課長

ただいま、仮議長に御指名いただきましたので、議事を進めさせていただきます。議事の「(1)委員長の選任について」ですが、大規模小売店舗立地専門委員会条例第3条の規定では、委員長は委員の互選によって定めることになっております。委員長の選任に関してご推薦などございますでしょうか。

本郷委員

昨年度までつつがなく委員長を務めておられました宮城大学の蒔苗先生を御推薦したいと思えます。

相原課長

委員長に蒔苗委員をとの推薦がございましたが、いかがでしょうか。

各委員

※異議無しの声

相原課長

ありがとうございます。それでは蒔苗委員に委員長をお願いしたいと思います。議長が選任されましたので、ここで仮議長の任をおろさせていただきます。

事務局

それではここからの進行は蒔苗委員長をお願いしたいと思います。蒔苗委員長よろしく願いいたします。

4 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

それでは、お手元の次第により議事を進めてまいります。

まず、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」に関して、事務局から説明願います。

事務局

※資料1に基づき説明

蒔苗委員長

説明にありましたとおり、前回の委員会以降、新設の届出が2件ありました。届出状況について、質疑等がございますか。それでは次の議題に進みたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【新規】「(仮称)カワチ薬品石巻蛇田店」(法第5条第1項)

蒔苗委員長

次に、議題の(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について、審議を行います。

イ「(仮称)カワチ薬品石巻蛇田店」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

※資料2に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等ございましたらお願いします。

小林委員

図面3の出入口1ですけれども、来退店経路図をみると左折アウトの話はありませんが、左折出庫はできるということで、左折アウトしてもインターチェンジにしか行けないということなのかをお聞きしたい。また、店舗西側の市道については使用可能なのでしょうか。

設置者

北側出入口1からの出庫につきましては、左折のみとなっております。ただ、来退店経路図に入れていないというところについては、ご指摘いただいたとおり、すぐにインターチェンジになってしまうというところで、基本的な設定には入れておりません。基本的に出庫については東側の出入口2を使うということで計画をしております。店舗西側の市道は使用できません。

小林委員

県警との協議も終わっているとのことでしたが、出入口1の使い方についてはこれ以上の指導はなかったということでもよろしいでしょうか。

設置者

協議としてはこちらの内容で完了しています。

内田委員

駐車場利用時間が午後10時30分までとなっておりますが、10時30分以降の時間帯について、駐車場の出入口はチェーン等で閉鎖するのでしょうか。それとも開放状態にしておくのでしょうか。

設置者

駐車場利用可能時間以外はチェーン等で出入口を閉鎖する計画となっております。

本郷委員

騒音について質問があります。西側が駐車場になっていますが、石巻赤十字病院の駐車場という認識でよろしいでしょうか。また、P5だけ基準値が低くなっているのは、どういう理由かを確認させてください。

設置者

西側の駐車場につきましては、石巻赤十字病院の駐車場となっております。P5の基準値がほかの地点より低いことについては、騒音規制法に基づいて、病院敷地より50mのところはマイナス5デシベルが基準値となっております。

本郷委員

P5側というのは、高さは病院側が少し高くなっていたような気がするのですが、どうなっているのでしょうか。

設置者

P5の地点は法面になっておりまして、その間に市道があり、水路があります。P5の地

点は病院側の法面の下になりますので、正確な高さは測っておりませんが、3 m超くらいはあります。病院側からカワチを見下ろすという形で高低差が出ております。

本郷委員

わかりました。病院側が高いということであれば、騒音のことで心配はないかと思えます。

馬場委員

景観のところで、色彩については落ち着いた色としますということが書いてありましたが、現時点で何か計画があれば教えていただきたいです。また、東側の出入口2についてですが、国道45号線の真ん中に中央分離帯があると思いますので、反対車線からの入庫はできなくなっていると思います。例えばUターンをして利用したいというときには、その先に右折の信号機はあるのでしょうか。危険なのかなと思いましたので確認させてください。

設置者

外壁の件ですけれども、通常のカワチ薬品と同様に、オフホワイト系のサイディングを使用しますので、際立った色ではないと考えております。出入口2の国道45号線側の件についてですが、北側から南下した車に関しては、カラーポールが10本ほどありますので、北側から右折入庫はできません。よって北側からのお客様は、県道と国道の境のところに信号右折という看板を手前から、なおかつその場所からポール看板、大型看板の下へ誘導して、この角を曲がってくださいという誘導看板をつける予定です。信号機自体は右矢印のものはありますが、Uターンできてくださいという案内をすることはお店からはありません。来退店経路については、届出に添付している図面のとおりで店舗からは案内させていただく計画となっております。

小林委員

出入口1についてももう1点確認させてください。県道石巻女川インター線の中央分離帯は右折入庫できないような高さとなっているのでしょうか。もし、物理的に入庫できるのであれば、来退店経路がすごく遠回りをさせられる経路を想定されていますので、お客様に経路の十分な周知が必要かと思いましたので、物理的にどうなのかを教えてください。

設置者

北側道路の中央分離帯につきましては、物理的に右折入庫できない高さになっております。迂回経路になってしまっているという点については、経路上どうしてもこのような経路をとるしかありませんので、設定している経路を店舗からはお客様にしっかり周知していくというところで考えております。

小林委員

わかりました。よろしく申し上げます。

蒔苗委員長

出入口の確認ですが、出入口2は右折出庫させないということによろしいでしょうか。

設置者

右折出庫をさせないということで、交通管理者と道路管理者と協議をしまして、ポストコーンを設置しております。

蒔苗委員長

今回新たに設置する形になるのですね。

設置者

はい。

蒔苗委員長

場内にも右折禁止の看板がつくのでしょうか。

設置者

出入口の路面に左折の出庫の矢印がありますので、こういった形で周知する形になります。また、場内のサインでも周知をします。

蒔苗委員長

病院からの動線はどう予定していますか。

設置者

ぐるっと北側から回っていただくしかないので、誘導サイン等を考えております。

蒔苗委員長

病院の出口から右折もできる形になっていますか。

設置者

右折できます。右折の信号機がついております。ただ、ここで右折出庫して、交差点Aを右折したとしても、ポストコーンがあるため右折では入れませんので、ぐるっと北側のほうを回ってきていただくことになります。

蒔苗委員長

インターチェンジに入る交差点のところで、Uターンして入ろうとかそういうことは検討さ

れなくて大丈夫ですか。

設置者

こちらではUターンでの経路設定というのはいしません。

蒔苗委員長

Uターンが頻発するようであれば、何らかの対策を検討していただければと思います。

設置者

こちらで病院側に案内を設置することはできませんので、そこは看板等で工夫したいと考えております。

蒔苗委員長

考えていただいているようであれば問題ありません。

蒔苗委員長

その他よろしいですか。では、この件については終了いたします。関係者の方は退席願います。

ロ【新規】「スーパーセンタートライアル石巻店」（法第5条第1項）

蒔苗委員長

次に、ロ「スーパーセンタートライアル石巻店」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

※資料3に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

小林委員

確認させてください。

1つは、行政から災害協定の要請があった場合に協力を行うとありますが、現時点で行政の方から要請はあるのか教えてください。もう1つ、24ページの図で、敷地北側の横断歩道から

店舗敷地へ、フェンスなどの設置がなく、直接入れる形なのか確認したいです。

設置者

まず1つ目ですが、災害協定については今現状では特に要望もありませんし、進んでいるものはありませんので、今後状況に応じて対応していきたいと思います。

2つ目ですが、店舗の北側に横断歩道がありますが、そちらを経由して来られるお客様につきましては、特に敷地境界にフェンスを設けませんので、お客様にはよるとは思いますが、建物右上にある駐輪場のあたりから進入できるようになるかと思えます。

小林委員

わかりました。敷地が海に近いので、何かあった時に協力していただいた方がありがたいなと思います。

内田委員

店舗の東側の出入口1と出入口2がありますが、ここからかなりの数の車が出ると思えます。この東側の道路には、歩行者と車が分離して歩けるような状態なのか、それとも明確な区別がなく車と歩行者が往来するような道路なのか教えてください。

設置者

ご指摘いただきました配置図の東側の出入口1と出入口2の道路には歩道が付いておりません。歩行者がどれくらいいるかということもありますが、ここは歩行者が通行するような雰囲気のある場所ではないと言いますか、周りに住宅がほぼないような状況ですので、歩行者に対する配慮は今のところしておりませんが、将来的に歩行者が急に増えるようなことがあれば、その都度対応していきたいと思います。

内田委員

ほぼ車で来店されるのですね。歩行者や自転車で来られた方は、先ほど小林委員から質問があったように、北側の方から境界にフェンスがないのでそこから入る形を想定されているという理解でよろしいでしょうか。

設置者

はい、そのように考えております。

蒔苗委員長

道路の状況については先ほどの写真の②ですかね、路側線が引いてあるような状態になっている感じですね。その他質問などいかがでしょうか。

本郷委員

ただいまの道路の自動車の側の話ですが、自動車は出入口1、出入口2、出入口3ともに、ほとんどが交差点3を通過して交差点1からこの広い道路に入るというルートになるかと思えます。ここは評価では交通影響は小さいとされていますが、トライアルのお客様は遠方からかなり集客されるので、この交差点が非常に渋滞するという結果にならないか、少し心配です。交差点1付近ですが、ここは多分、高い盛土沿いにある道路ですよね。そこから降りるところが集中しそうな気がするのですが、そのところはもう評価済みで大丈夫なのではないでしょうか。

設置者

ご指摘いただいた通り、店舗の北東側の信号がない十字路交差点を経由して、最終的には交差点3から店舗に来店するように案内しておりますが、実際の交通量を調査した結果の解析によると、渋滞自体は発生しないだろうという予測で考えています。特に交差点1につきましては、西側から来た車両が右折で店舗の方に入っていくのですが、そこには右折レーンも付いておりますので、渋滞の発生というのは今のところ考えられないと考えているところです。

本郷委員

おそらく、どのくらい来るか分かりませんが、あの辺は工業地域で、私は騒音の心配よりも、トライアルは価格が安いということで遠方からも集客するところが少し心配です。直感的な話で申し訳ないのですが、ぜひ、渋滞などが無いよう、開店後にご配慮願えればと思っております。

蒔苗委員長

交差点2の方も右折車線はありますか。

設置者

はい。

蒔苗委員長

長さは十分にありますか。

設置者

はい。十分にあります。

蒔苗委員長

交差点1の方は信号などなく、高盛土の道路の方が優先になっているのですね。

事業者

はい、東西交通の県道が優先交通となっています。

馬場委員

2点教えていただきたいです。まず1点目は駐輪場23台とのことでしたが、もし中高生などが夏休みなどにイートインコーナーに集まるようなことがあれば、23台だと少し少ない気もしたのですが、遠方から車で来る方を想定ということならよろしいのかと思います。もう1点は、海が大変近いので、避難経路はおそらく2経路ほど用意されていると思うのですが、そのあたりについて教えていただければと思いました。

設置者

まず1つ目のご質問ですが、駐輪場の台数については、同じような立地状況の他の同規模のトライアルの店舗での実績をもとに23台で設定しておりますので、通常の場合であればこれで十分足りるのではないかとこの予想で今回は設定しています。

2つ目の避難経路については、社内では全て店舗の形を標準化しております、他店舗でもこの形を展開しているような状況になります。消防と避難経路等も社内で検討しており、その点も問題ないかと考えております。

馬場委員

そのようだと思いますが、特にこの立地として海が近いということと、石巻であるということがありますので、より多くの情報、分かりやすい掲示が必要なのかなと思ったのですが、そのあたりはいかがですか。

事業者

防災についても石巻市の方と話をしております。今の堤防の状況とか、何メートル以上の津波が来た場合はこのくらい浸水するというのは社内の方でも検討いたしました。それに対する避難経路等も考えておりますが、今後もし何か問題があれば社内の方でももちろん検討させていただきますので、今回はこれで進めさせていただければと思っております。

蒔苗委員長

津波の対応はよく検討してもらった方がよろしいと思います。

設置者

社内でも一番検討したのはそこでした。ここは津波の被害を受けた場所ですので。社内承認を取る時も、この場所が実際に津波の堤防が設置された後でしたので、今回出店に至った形になります。石巻市の方としても、東日本大震災と同等の津波（7メートル以上）が来た場合

でも浸水しないという形で言われていましたので、それで出店に至った形になります。

小林委員

28 ページにある来退店経路図で、出入口1と出入口2の左折アウトの退店の導入経路をどのように想定されているか教えてください。

設置者

出入口1と出入口2につきましては、青い矢印で左折出庫や右折で入庫する矢印を付けておりますが、これは左折出庫したり右折入庫したりできるという目印で、そちら側からの入出庫というのは想定していません。

小林委員

路面表示はどうなっていますか。

設置者

出入口の路面表示については22ページの図に記載の通りで施工する予定です。

蒔苗委員長

今の質問に関連して、出入口1、出入口2というのは、ピーク時のアウトだと両方50%ずつ配分してある状況ですが、混雑時にはかなり錯綜しそうな気がするのですが、このあたりの対策は何か考えられていますか。

設置者

実際にオープンしてみないと出入口1と出入口2、あるいは出入口3の利用率は分かりませんが、1箇所の出入り口に全台数が集中したとしても処理可能な状況であることは確認しております。現実的には、1箇所に集中されないように、特に新規オープン時には交通誘導員を付けて誘導したいと考えております。お客様に慣れていただいて、より空いている出入口から入っていただけるように、継続的に対応していきたいと考えております。

蒔苗委員長

開店時は混雑すると思うので、うまく誘導してくれるといいですね。その他よろしいでしょうか。いただいた意見などがあったので、対応など検討いただければと思います。

それではこの件については終了いたします。関係者の方はご退室願います。

ハ【変更】「クスリのアオキ石巻桃生店」（法第6条第2項）

蒔苗委員長

次に、ハ「クスリのアオキ石巻桃生店」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

※資料4に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

小林委員

図面3の1と3の2の変更前後で、駐車場はどこがどう変わって、どのくらい増えたのか教えていただきたいです。店舗面積は変更ですが、駐車場の台数は変わっていないのですよね。

設置者

施設の駐車場の方ですが、総数は変わっていません。来客用の駐車場台数と従業員用の駐車場台数の内訳が変わっています。従業員用の駐車場は元々かなり多めの設定をさせていただいたので、今回の変更に伴って従業員用が減数になっておりますが、それでもかなり余裕のある状態の従業員用駐車場となっておりますので、特に台数の不足等の問題はございません。施設の見かけ的には、原則変わらないという形になります。

建物は今回増床の届け出、変更という形ですが、建物の形が図面の右側の方に少し伸びている形になります。そこの変更だけです。添付図3の1、3の2を比較していただきますと、建物が右の方、東の方に柱としては1スパンですが、伸びたという形で、乗り入れ、駐車場、その他の部分の変更は一切ないというような変更の届け出です。

小林委員

分かりました。ありがとうございます。ちなみに、駐車場の総台数は何台になりますか。

事業者

約90台と少しです。

小林委員

マスに書いてあるのを足すと99台でしょうか。

事業者

はい、そうです。

小林委員

ということですね。マスのところに書いてある7台とかの数字を足し合わせたものですね

事業者

そうです。

本郷委員

砂利敷きとなっているところは今は何も無いとのことですが、これは申請者側で持っている土地という理解でよろしいですか。他の方が持っている土地ではないですか。敷地内に含まれているものという形でよろしかったでしょうか。

設置者

はい。図面上2つの吹き出しで書いてありますが、ここも含めて今回土地の所有者様から賃貸借を受けております。クスリのアオキ様でここ全体をお借りする形になっています。小学校の方まで整備しなくても駐車場が十分間に合うということですので、砂利敷のままにさせていただきます。砂利敷にすることによって、物理的な距離が出ますので、小学校側に騒音の距離を取り、環境負荷を低くするような形で改善させていただきました。

本郷委員

はい、分かりました。ありがとうございます。この砂利敷がクスリのアオキ様の方で管理されるのであれば全然問題ないと思いますが、他の方が所有していて、例えば住居が突然建った場合には、今後将来的に色々考えなくてはならないだろうなというところで質問させていただきました。今のところは全然問題ないと思います。

馬場委員

今の砂利敷のところですが、小学校との境には小学校側が作っているフェンスがありますが、クスリのアオキ様の方で何か新たにフェンスを設置する計画はありますか。また、小学校の行事などの時に、駐車場を利用させて欲しいという要望があれば、半日なり駐車する可能性もあるかと思いますが、そのあたり小学校と何か協議はありましたか。

設置者

1点目、砂利敷と小学校の間に今回店舗側にフェンスが建つのかということですが、今のところ予定はありません。基本的に図面で見ただくと、そこに大きな水路が入っております

て、そこを通り抜けたり、人も通り抜けが基本的にはなかなかできないようなところになっています。砂利敷の状態でも車も入っていけないような空間にさせていただいておりますので、今回はフェンス等でのバリケードはなしという考えです。

小学校のイベント時の利用ということですが、具体的には協議させていただいておりません。隣の中津山小学校さんは、PTAさん用の駐車場が、図面でいうと小学校敷地と書かれている文字があるところの左と同じで、かなり広めの駐車場があります。親御さんが駐車して迎えに行ったりすることができる駐車場で、多数止められるぐらいの駐車場になります。プラス、今後何かあれば、近隣の施設なので協力要請は考えられますが、実は小学校自体がいずれ近いうちに閉校となります。

馬場委員

分かりました。

蒔苗委員長

その他よろしいでしょうか。

前回申請の時に、通学路の問題と騒音対策の話で付帯意見が付いていたかと思いますが、そちらも含めて対応いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それではこの件についてはこれで終了したいと思います。関係者の方は退席願います。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ【変更】河北アゼリアプラザ（法第6条第2項）

蒔苗委員長

続きまして、議題（3）大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案のうち、イ「河北アゼリアプラザ」について事務局から説明願います。

事務局

※資料5に基づき説明

蒔苗委員長

只今の説明につきまして何か御意見などございますか。

本郷委員

県の附帯意見、読み上げていただいたと思うのですが、資料5の4ページに記載されている附帯意見の通りでよろしいでしょうか。文言が変わっていたように聞こえましたが、読み上げ

ていただいたものはこの4ページに記載されている通りに読み上げていただいたのか確認させていただきます。

事務局

先にお送りした資料からもう少し分かりやすい表現に訂正しておりますので、今読み上げた内容のとおりとなります。

本郷委員

詳細なものになっていましたので、私はその通りで問題ないと思いますが、よろしければメールでもいいので、文章をいただければと思います。

小林委員

駐車場 24 時間開放と書いていますが、届出の利用時間自体は 24 時間から 20 時間に短くするという話ではないのですかね。

事務局

駐車場利用時間帯は午前6時30分から午前0時30分までになっているところですが、駐車場自体は 24 時間開放ということでこのように記載しております。

蒔苗委員長

後で誤解が生じそうなので、文言は修正してもらった方がいいですね。

事務局

承知しました。

蒔苗委員長

その他よろしいでしょうか。それでは、修正案を改めて委員の方に送っていただきその内容を確認して了承いたします。

ロ【変更】ブルームワールド岩沼（法第6条第2項）

蒔苗委員長

続きまして、ロ「ブルームワールド岩沼」の意見案について事務局から説明願います。

事務局

※資料6に基づき説明

蒔苗委員長

只今の説明につきまして何か御意見などございますか。それでは、県の意見は無し、附帯意見は記載のとおりということで進めていただければと思います。それでは、今日の議題については以上になります。その他の事項について事務局から発言願います。

事務局

次回の日程の方について御説明をさせていただきます。次回の専門委員会につきましては8月4日に開催をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の御審議大変ありがとうございました。以上で今回の委員会の全てを終了いたします。本日はありがとうございました。